

令和5年度 公益社団法人 鳥取県人権文化センター 第2回臨時理事会議事録

日 時 令和5年10月2日（月） 13：30～15：38  
場 所 県民ふれあい会館4階 大研修室（鳥取市扇町21）  
出席者数 16名（内訳：理事14名、監事2名）  
出席者名簿 別紙のとおり  
議 題 別添資料のとおり

事務局長	ただ今から令和5年度公益社団法人鳥取県人権文化センターの第2回臨時理事会を開会いたします。 本日は、理事15名中14名のご出席ということで、過半数の出席となっていますことを確認しておきます。それでは始めに、前田会長からご挨拶を申し上げます。	
会長	皆さんこんにちは。何かとお忙しい中、ご出席いただきまして有り難うございます。新型コロナウイルスの感染はまだまだ心配ではございますが、熱中症にも気を付けていただきましてお体を大事にお過ごしいただきますようにお願い申し上げます。 本日の理事会は令和6年度事業計画案及び当初予算案についてを中心にご審議ご意見をいただき実りある会になりますようにお願いし、ご挨拶といたします。	
事務局長	次に、議長の選出でございますが、定款の規定により理事会の議長は会長が当たるということになっております。 それでは、前田会長よろしくお願ひいたします。	
議長	議長の指名をいただきました前田です。理事の皆様のご協力をいただき、円滑な議事の進行を図りたいと思いますので、よろしくお願いします。 本日の日程は既に皆さんに配付しております理事会議案次第のとおりでございます。	
	それでは議事に入ります。議案第1号令和6年度事業計画要望案及び議案第2号令和6年度当初予算要望案について、関連がありますので一括議題といたします。事務局説明をお願いします。	
事務局次長	(議案第1号令和6年度事業計画要望案について 説明)	
事務局長	(議案第2号令和6年度当初予算要望案について 説明)	
	*【議案第2号】の記載漏れを報告。	
議長	ただいま令和6年度事業計画要望案及び当初予算要望案について事務局から説明がございました。これに対するご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。	

松田理事 昨年民法が改正され、養育者による懲戒権がやっと削除されたということでございます。この辺りの浸透具合、暴力や体罰によらない指導が定着するよう心がけなければなりません。さらに教育基本法では教師による児童の指導方法として体罰によるというような条文があるということで、そのほうは今現在手つかずというふうに聞いております。そういったあたりの兼ね合いとか。民法の考え方沿って人権を扱っていかなければいけないと思いますので、調査テーマの範疇に加えていただければと思います。

事務局 わかりました。検討します。

議長 よろしくお願ひします。  
そのほかござりますか。

江口監事 調査研究テーマのバイアスはアンコンシャスバイアスの意味のバイアスの事ですか？

ハラスメントもかなり幅が最近広くなっていますので少し絞らないと分かりにくいかと思います。連合とつとりも 2021 年と 2023 年にハラスメントの調査をやったのですが同じ項目で聞いたらほとんど同じ答えだったので、2 回目の時はこの 2 年間でと絞ったほうが良かったかなというところがありました。同じ質問で統計的に見ていくとと思われるのであれば年を区切る位の形にしておかないと、前回答えた人が同じ答えを返してくると、傾向が変わらないということが出てきますので、もしアンケートと取られるようなことがありましたら知っておいていただけたらと思います。

研修事業費の中で動画を作っていたのを鳥取県部落解放研究所継続事業のほうに移したことであれば、鳥取県部落解放研究所継続事業の要望の金額が上がってもおかしくはないと思ったのですが、同額なのは何故なのでしょうか。

指定管理者は他がありそうですか。指名指定ということではなくて競争での指定管理ということになりそうなのか教えていただきたい。

事務局 最初に指定管理のお話をします。指定管理は原則公募です。指名指定は例外。鳥取県も導入当時は指名指定も結構多かったのですけれど、その後かなり公募に移っています。その中でも、センターは当初から指名指定。これは毎回、次の指定の期間は指名で良いのか公募が良いのかという審査を県のほうで行われております。昨年、審査委員のかたが調査に来られ、指名指定でいくことということで今の県議会に議案として出ています。指定管理者になるには議会の議決が必要ということになっております。恐らくなるだろうということで予算も事業もあげさせていただいております。

江口監事 分かりました。少し安心しました。

事務局	<p>バイアスについてのお答えでございますが、当センターが考えておりますバイアスは、アンコンシャスバイアスを含むものではございますけれども、範囲は職場の人権問題のみならず地域の活動であるとか子育てであるとか様々なところで応用できる様々なバイアスを扱うものでございます。人権侵害を引き起こすリスクを抱えている様々なバイアス。ステレオタイプ、確証バイアスなど様々な角度からバイアスというキーワードを使って日頃の自分自身の言動を振り返ったり、職場の中での意志決定の中にバイアスが入り込んでいないかということについての問題提起をさせていただくような内容になっております。</p>
	<p>ハラスメントについてのご指摘でございます。今のところ当センターとしてハラスメントに関するアンケート等を行う予定はございません。が、おっしゃるとおりハラスメントの種類は今すごく増えてきておりますので、どこかで焦点化する必要があるかと思っております。当センターでは、職場の3大ハラスメントと呼ばれる、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、ファミリーハラスメントを主に扱っております。</p>
	<p>経費の件につきましては、紙の啓発資料の作成を2種類から1種類にし、予算を組ませていただいたためでございます。</p>
議長	そのほかございませんか。
理事	(なし)
議長	それでは、令和6年度事業計画要望案及び令和6年度当初予算要望案について、案をもとに予算編成作業を進めることを承認していただけますでしょうか。
理事	(異議なし)
議長	議案第1号令和6年度事業計画要望案及び議案第2号令和6年度当初予算要望案についてご承認いただきました。この案をもとに予算編成作業を進めさせていただきます。
	次に、報告事項についてでございますが、定款第22条第6項の規定に基づき、会長、副会長、常務理事の職務の執行状況を報告します。資料12頁の報告事項1をご覧ください。
会長	(報告事項(1)会長(、副会長、常務理事)の職務執行状況について 説明)
副会長	(報告事項(1)(会長、)副会長(、常務理事)の職務執行状況について 説明)
常務理事	(報告事項(1)(会長、副会長、)常務理事の職務執行状況について 説明)
	センター全体の事業報告もさせていただきます。

カラーのグラフを机の上に置かせていただいているかと思います。最初に入権ひろば21ふらっとの月別利用者数でございます。コロナも5類に移行した関係もあるうかと思いますけれど、かなり回復してきておりコロナ前に近い状況で今推移をしております。8月、9月は過去5年間の中では一番多いということで順調に回復してしております。詳細については次長から報告をしますのでよろしくお願ひします。

事務局	(報告事項(2)令和5年度前期事業報告について 説明) * (2) 研修事業②一般啓発のための各種人権研修への講師派遣「研修等利用できる動画の作成」の配付・公開開始月を12月から3月に変更することを報告。 * (3) 啓発情報提供事業④視覚障がいに対応した啓発資料の作成・配架状況記載のうち、「鳥取市立図書館」はまだ配架状態がないことを報告(2月のシステム更新後に配架)。
議長	報告事項2令和5年度前期事業報告について事務局からご説明をいただきました。説明に対するご質問、ご意見等がございましたらお願ひいたします。
理事	(なし)
議長	ないようございましたら以上で報告事項を終わります。 次に協議事項理事についてを事務局から説明をお願ひいたします。
事務局	5月の総会時、鳥取県精神障害者家族会連合会の田渕会長から理事についてご意見をいただきております。総会後2回ほど田渕会長とお話しをさせていただきまして改めて理事の中に障がい者関係団体のかたが入るべきだというお考えを確認させていただいております。 (資料23頁公益社団法人鳥取県人権文化センター正会員名簿により正会員と理事の状況について説明。組織が非常に縮小してきて組織の維持自体が難しい状況だという理由により、7月に鳥取県男女共同参画推進会議が脱会されたことをお伝えし、名簿の修正を依頼。) 皆さんにご意見いただきたいのは、障がいのある人の人権分野、センターの正会員でいうと4団体になろうかと思いますが、理事に入れるべきか入れないべきか、まずそのあたりのご意見を聞いていただければと思います。
議長	事務局から説明のありました理事についてのご意見を皆さんのはうからいただきたいと思いますがどうでしょうか。
政田監事	定款で理事の定員は10名から15名までとなっており、今現在定員は15名ですので、定款の改定ということでしょうか。
事務局	仮に増やすとなると、定款を変更して定数を増やすか、若しくは、理事の皆さんは来年の5月で任期が切れますので、その時には、また皆さんにご相談させていただきますが、もしかすると、どこかの団体が、ちょっと理事は出しづ

	らい状況ということであれば、そととの入れ替えもある。ですから方法としては、定款変更して定数を増やすか、若しくは入れ替えか。今、理事になつていただいているところも主な人権分野というところで非常に大事な分野から出てきていただいているので、できれば引き続きお願ひしたいと思っております。障がい者団体を理事に入れたほうがいいというのであれば、可能性としては定款を変更するという方法を考えております。
津川理事	会員の中で、理事を出して人権文化センターの活動に協力したい、積極的に関わりたいというかたがいらっしゃるということは非常に心強いことですので入っていただきたい。そのためには理事の定数を増やしていく必要があるということであればそれはそれで賛成ですので、そのように増やしていくという方向で協議するのが良いと思います。
議長	ありがとうございます。そのほかご意見をいただければと思います。
理事	(なし)
議長	ないようございますので皆さんの意見をお聞きし、今後の理事定数の対応について事務局でさらに検討させてもらっていいでしょうか。
理事	(異議なし)
事務局	そうしますと、障がい者団体のかたにも入っていただくという方向で進めさせていただこうと思います。今後、正会員4団体と話をさせていただきます。
	万が一ですが、どこも理事を出せないということになれば難しいですが、なるべく4団体の中で調整をして、理事に入っていただく方向で進めさせてください。
江口監事	それは定数を変えたうえですか。4団体から出られないという場合は。
事務局	その時は定数は増やしません。
江口監事	それは逆ではないでしょうか。たまたま出てこられなかつたのであれば定数のほうは先に増やしておくべきではないでしょうか。
事務局	総会で定款の変更も理事の承認もいただくので理事が増えなければ、定数の増もしないと考えています。
江口監事	何年後かに出てこられたときに定数を増やすということでしょうか。
事務局	その時に増やすというふうに考えています。
江口監事	ここにいる皆さんがあなたが了解されたわけですから、先に定数を増やし、受け皿を作つておくべきではないでしょうか。
佐々木(徳)理事	先に定数を変更するという話がでましたが、一般社団法人法で何か決まつ

ているのではないでしょうか。勝手に増やしたりできないのではないのでしょうか。その辺を確認していただかないといけないのではないかでしようか。定数が10名以上15名以内というのは法律で決まっている話ではないでしょうか。

事務局 もう一度確認はしますが、定数は何人から何人までということはないと調べた中ではなっておりました。では何人が良いかというのは組織の状況に合わせて決めるべきだということでした。ただ多すぎると運営が難しくなるということはございました。

佐々木(議)理事 國際交流財団も10名以上15名以内となっておりますので、法律的な根拠があるのではと思った次第です。

事務局 確認はします。

佐々木(議)理事 はい。

議長 確認をいただきながら事務局で進めさせていただきますのでよろしくお願ひします。理事についての協議事項はこれで終わりたいと思います。  
最後にその他のほうでございますが、何かありますでしょうか。

事務局 今回みていただいた事業計画と予算要望案は、鳥取県市町村法令外負担金等審議会というセンターのような法令外の市町村会費等を承認する機関にみていただくのですけれど、昨年度承認額の通知をいただいたときに特記事項があり、「人権機構として効果的な活動が出来るよう、実質的なあり方を検討すること。(鳥取県人権教育推進協議会との統合について、引き続き検討すること。)」となっております。

これについては昨年の11月に(鳥取)県人(権)教(育推進協議会)さんと協議をしております。県人教さんも統合とかは望んでおられないということでございます。このことについては昨年の理事会でも報告をしております。この協議結果につきましても、センターで一番の大口会員であります県、当時の人権局、県人教さんに補助金を出されている県の教育委員会にも報告をさせていただいております。相手のあることですのでそこは尊重すべきと思っておりますし、統合が何の目的のためか書かれておらず、当事者同士でも何のメリットがあるのか見出しづらいという状況ですので、センターのほうから県人教さんに統合への強要は難しいと考えております。特記事項については、人権機構は4月につくったばかりなので今まま、現状では県人教との統合は難しいというような内容で回答させていただきたいと思っております。

議長 以上事務局の報告でございます。  
その他で皆さん何かありますでしょうか。

理事 (なし)

議長 ないようでございましたら、以上をもちまして本日の議案審議は全て終了

	しました。議事進行にご協力をいただきありがとうございました。
事務局	以上をもちまして、第2回臨時理事会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和5年10月2日に開催された、令和5年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回臨時理事会の議事内容は、以上のとおりです。

令和5年10月2日

会長（代表理事） 前田義機 

副会長（代表理事） 佐々木らゑ子 

監事 江口真也 

監事 政田孝 

(別紙)

## 令和5年度 第2回臨時理事会(令和5年10月2日) 役員出欠表

理 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
1 前田 義機	前鳥取県保護司会連合会会长	○	会長
2 佐々木 ちゑ子	鳥取県連合婦人会常任委員	○	副会長
3 明場 達朗	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局長	○	
4 井田 智子	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会理事長	○	
5 岡崎 周治	鳥取県人権教育推進協議会会长	○	
6 岡本 匡史	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
7 金兒 英夫	鳥取県町村会副会長(智頭町長)	×	
8 佐々木 満也	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
9 高橋 義幸	鳥取県市長会事務局長	○	
10 津川 俊仁	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	○	
11 中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
12 平尾 昭一	(公社)鳥取県老人クラブ連合会若手委員	○	
13 松田 繁	(社福)鳥取県社会福祉協議会常務理事	○	
14 松田 吉正	鳥取県民生児童委員協議会会长	○	
15 谷 和 敏	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	常務理事

○…出席14名、×…欠席1名

監 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
江口 真也	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	○	
政田 孝	税理士	○	

別添資料

令和 5 年度

公益社団法人鳥取県人権文化センター  
第 2 回臨時理事会議案

日 時 令和 5 年 10 月 2 日 (月)  
午後 1 時 30 分から

場 所 鳥取県立生涯学習センター  
4 階 大研修室  
(鳥取市扇町 21)

公益社団法人鳥取県人権文化センター

公益  
理 事 会 次 第

される

（鳥取

第 2

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第 1 号 令和 6 年度事業計画(要望案)について

議案第 2 号 令和 6 年度当初予算(要望案)について

4 報告事項

(1) 会長、副会長、常務理事の職務執行状況について

(2) 令和 5 年度前期事業報告について

第 4

5 協議事項

(1) 理事について（令和 5 年度定時総会でのご意見に関する事項）

第 1

6 そ の 他

7 閉 会

第

第